

過年度遡及会計基準の適用 ～実際に誤謬の訂正を行った場合には～

概要

過年度遡及会計基準が適用される中で、実際に誤謬の訂正を行うことになったら、どのような対応をすればよいでしょうか。

例えば、次のような疑問にはどう応えればよいのか、考えてみます。

- ★ 過年度の計算書類を修正する必要はありませんか？
- ★ 訂正報告書を提出しなければなりませんか？
- ★ 会社計算規則には「前期損益修正損益」の記載があるけれど？

本文

《計算書類での対応》

会社法上では、誤謬の訂正は、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類又は連結計算書類を作成することをいいます。

会社法における計算書類の開示制度は、当期の計算書類のみを求めていますから、会社法上の計算書類に関して、「表示する財務諸表のうち、最も古い期間」は、当期になります。そのため、誤謬の訂正による累積的影響額は、当期の期首の資産、負債及び純資産の額に反映させることとなります。

「誤謬の訂正」をした場合であっても、過年度の計算書類が有効に確定している限り、当該計算書類自体を修正する必要はありません。

《訂正報告書の提出》

会計基準上では、過去の財務諸表に重要な誤謬があったと判断された場合には、修正再表示を行うとされていますが、金融商品取引法上においては、重要な事項の変更を発見した場合、訂正報告書の提出が求められます。

そのため、一般的には、過去の誤謬を比較情報として示される前期数値を修正再表示することにより解消することはできないと考えられます。

《会社計算規則における前期損益修正損益に係る規定》

会社計算規則では、特別損益の項目として前期損益修正損益が掲げられていますが、会計監査人が監査する場合には、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」である過年度遡及会計基準によることとなるため、会計方針の変更による影響額、過去の誤謬の訂正等を前期損益修正損益として処理することはありません。